

柴田町公立保育所の民営化ガイドライン

令和6年3月 制定

令和7年5月 改正

柴田町子ども家庭課

1. 公立保育所の民営化について

柴田町では、公共施設等の老朽化対策課題を踏まえ「公共施設個別管理計画」（令和元年12月）を策定しました。公立保育所についても、老朽化した施設の再整備や保育環境の向上を図る観点から、民間活力を積極的に活用していくことについて計画に盛り込んでいます。

老朽化が進む公立保育所の再整備を検討するにあたり、「柴田町公立保育所のあり方と民営化の取り組みについて」（令和6年3月）の「今後の民営化方針」に基づき、民間活力の活用による民営化に取り組みます。

2. ガイドラインの目的

民営化対象公立保育所の公表から、移管先事業者の募集・選定、三者協議会（保護者・事業者・町）の運営、事業者への引継ぎ方法など、一連のプロセスを示すことで、民営化に対する不安を解消しながら円滑な移管を行うとともに、優良民間事業者の参入、安定的、継続的な保育所の運営を目指します。

3. 民営化対象公立保育所の選定

次の視点に立ち、事業の継続性及び効果、保護者の利便性などを総合的に勘案し選定します。

- （1）施設の老朽化の状況
- （2）地域の保育需要と保育サービス定員の実態
- （3）保育施設を整備できる代替地の確保
- （4）延長保育、一時保育、特定保育の実施に努める

4. 民営化の手法

公立保育所の民営化については、次の手法により進めます。

（1）代替地再整備方式

既存保育所の近くに町が代替地（保育所整備用地）を確保し、民営化移管先として決定した民間事業者が新しく保育所を整備します。

（2）仮設再整備方式

既存保育所の屋外遊戯場や近隣の代替地に一時的に町が仮設保育所を設置し、仮設保育所へ移動後、既存保育所を解体し、同敷地に民営化移管先として決定した民間事業者が新しく保育所を整備します。

（3）施設移管方式

現状のまま若しくは町が改修等を行い、民営化移管先として決定した民間事業者へ譲渡、土地については貸付を行い、私立保育所として保育所運営を引き継ぎます。

5. 民営化の基本的な進め方

- (1) 民営化対象公立保育所の発表から移行までは、一定程度の準備期間を設け、保護者へ情報提供を行いながら、信頼関係のもとに進めます。
- (2) 既に入所している児童の保育環境（保育内容・行事など）に配慮し、基本的に急激な変更を行わないよう進めます。
- (3) 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- (4) 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障がないよう配慮し移行します。
- (5) 民営化後も一定期間、保護者・事業者・町の三者で協議する場を設置し、また、移管事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を継続します。

6. 民営化移行期間

長寿命化の改修時期を迎える保育施設であることに加え、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化制度による保育運営費の急増など町の財政状況を踏まえ、対象公立保育所発表から民営化までの移行期間を着実に進めてまいります。

ただし、児童や保護者への影響を考慮し、移管先事業者への引継ぎ期間を十分に確保し、民営化対象公立保育所の個別計画の公表時点から、原則として以下の計画を基本として民設民営化保育所へ移行することとし、具体的なスケジュールは、民営化対象公立保育所の個別計画により示すこととします。

【民営化の基本的なスケジュール】

民営化 4 年前	<ul style="list-style-type: none"> ●民営化対象所の個別計画を公表 ●保護者説明会 ●地区住民説明会 ●事業者選定委員会設置 ●事業者公募条件の調整・確定 	
民営化 3 年前	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者公募 ●事業者選定・公表 	●基本設計
民営化 2 年前	<ul style="list-style-type: none"> ●三者協議会（5月～） ●引継ぎ開始 	●補助事業協議（随時）
民営化 1 年前	<ul style="list-style-type: none"> ●三者協議会 ●合同保育（12月から3月・旧施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ●内示（4月） ●実施設計・着工 ●新所舎整備（3月）
民営化実施年	<ul style="list-style-type: none"> ●民営化スタート（4月） ●三者協議会（翌年度まで実施） 	

7. 職員の処遇

正職員の処遇は、他部署への配置換えなど処遇の安定を図る。

任期付職員及び会計年度任用職員は、当該保育所に勤務し、新しい保育所での勤務を希望する者について積極的に雇用するよう協力を要請する。その他については、定員適正化計画に基づき他部署への配置換えなどを検討する。

8. 民営化対象公立保育所の公表

令和5年度に「柴田町公立保育所のあり方と民営化の取り組みについて」を策定し、基本的なスケジュールを目途に民営化に着手する保育所を正式に公表します。

民営化対象は、槻木保育所及び西船迫保育所としており、個別計画は別途公表します。

9. 民営化移管先事業者の選定について

(1) 事業者の公募

移管先事業者は、公募型プロポーザル方式により選定します。

(2) 運営主体

認可保育所の運営実績・所在地要件、運営事業者の応募要件などを決定します。

(3) 選定の基準

公立保育所の保育水準を満たし、保育の質の維持・向上できる運営事業者を選定することを原則とします。

【事業者選定にあたっての主な提案項目】

①	建物のコンセプト	⑥	健康支援
②	保育理念・運営方針	⑦	事故防止・危機管理
③	保育課程・指導計画	⑧	保護者との連携
④	職員配置・育成	⑨	地域との連携
⑤	給食	⑩	引継ぎなど

(4) 選定組織

学識経験者2名、保育所関係者を含む町職員、合わせて7名程度で組織する「公立保育所民営化移管先事業者選定委員会」を設置します。

10. 移管先事業者決定後の手続き

(1) 保護者・事業者・町で構成する三者協議会の開催

(2) 円滑な移管を実現するため、引継ぎ期間を十分に確保

(3) 移管前3か月間は移管先事業者が公立保育所職員とともに合同保育を実施

(4) 町は引継ぎ計画の進捗の確認など進行管理の実施

11. 民営化移管後の町の対応

移管後も原則として2年間は三者協議会を開催します。

移管先事業者に福祉サービスの「第三者評価制度」の導入を義務付けるとともに、第三者委員による苦情解決体制を設けることとします。また、保育の質の維持・向上のため町主催の研究や町職員による巡回支援を行ってまいります。